

平成 17 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 2）

平成 17 年 3 月 4 日（金曜日）

議事日程

平成 17 年 3 月 4 日（金曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 7 号 平成 16 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）
（各常任委員会委員長報告）
- 4 議案第 8 号 平成 16 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号 平成 16 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
（以上総務委員会委員長報告）
議案第 9 号 平成 16 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 11 号 平成 16 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 14 号 平成 16 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 15 号 平成 16 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第 10 号 平成 16 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（経済委員会委員長報告）
議案第 13 号 平成 16 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 16 号 平成 16 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 17 号 平成 16 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
（以上建設委員会委員長報告）
- 5 市長施政方針演説
- 6 議案第 18 号 山口県自治会館管理組合への加入について
- 7 議案第 19 号 防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 8 議案第 20 号 防府市事務分掌条例中改正について

- 9 議案第21号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正
について
- 議案第22号 市長等の給与に関する条例中改正について
- 議案第23号 防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
中改正について
- 10 議案第24号 防府市実費弁償条例中改正について
- 11 議案第25号 職員の給与に関する条例中改正について
- 12 議案第26号 防府市旅費支給条例中改正について
- 13 議案第27号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 14 議案第28号 防府市手数料条例中改正について
- 15 議案第29号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 16 議案第30号 防府市都市公園設置及び管理条例中改正について
- 17 議案第31号 防府市文化財保護条例中改正について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
14番	安藤二郎君	15番	藤野文彦君
16番	三原昭治君	17番	高砂朋子君
18番	行重延昭君	19番	原田洋介君
20番	河杉憲二君	21番	河村龍夫君
22番	大村崇治君	23番	佐鹿博敏君
24番	山根祐二君	25番	田中健次君
26番	馬野昭彦君	27番	中司実君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員（２名）

１３番 平田豊民君

２８番 山田如仙君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 池田功君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前１０時 １分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、平田議員と山田議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

１５番、藤野議員、１６番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第７号平成１６年度防府市一般会計補正予算（第６号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第７号を議題といたします。本案は各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。２０番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

20番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、総務委員会所管事項について、3月2日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正予算中、総務委員会所管事項の主な内容といたしまして、歳入面では、市税、地方譲与税、各種交付金等につきましては、いずれも決算見込みによる補正が計上されており、地方交付税につきましては、再算定による追加交付決定に伴うものを、国・県支出金につきましては、事業費の内示確定や精算見込み等に伴うものを、財産収入につきましては、遊休土地の売り払い等に伴うものを、市債につきましては、適債事業の事業費の確定や決算見込みによるものを、それぞれ補正計上されているものでございます。

次に、歳出面の主なものを申し上げますと、初めに総務費につきましては、人事管理費において、定年前、退職者等に伴う退職手当の増額、財政調整基金費においては、市有地売り払い収入等の基金への積み立て、企画費においては、生活バス路線運行費補助金が計上されているものでございます。

次に、消防費につきましては、はしご付消防自動車の入札差金等が、また公債費につきましては、元金及び公債利子の決算見込みによる補正が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、質疑がございましたが、その主なものを申し上げますと、「予備費7億8,600万円余りの増額補正で、補正後には14億6,500万円になるが、主な要因は何か」との質疑に対し、「歳入では、個人市民税・法人市民税分を含む市税関係の増、歳出では、建設事業等の入札差金、国の補助内示の変更等での減、15年度からの繰越金、行政改革による人件費等の減によるものです」との答弁がございました。

また、「平成15年度の3月補正においても予備費が多かったようだが、財政が厳しいと言われる中での予備費の増額は、必要な市民サービスを切り詰めての結果のように思われる。具体的な内訳については」との質疑に対し、「この予備費の内訳といたしましては、決算の段階で出ますが、予備費充用が約2億4,000万円、翌年度への繰越事業への一般財源が約1億4,000万円、昨年の地震等の大きな災害の関係から、特別交付税の減額が約1億円強はあるものと推測され、計約5億円程度は差し引かなければならないと考えております。また、最終的な繰越額につきましては、結果でありまして、真に市民サービスは確実に実行していると考えております」との答弁がございました。

さらに、「この予備費から、起債における繰上償還ができないのか」との質疑に対し、「現段階におきましては、年金や簡保からの起債は、国が将来の償還や支払いに充当を考

えているので、繰上償還をすることはできません。また、民間の金融機関の起債引受分につきましても、国と同様、繰上償還ができる状況には至っておりません」との答弁がございました。

また、「生活バス路線運行費助成について、年々増加傾向にあるが、今後の方針については」との質疑に対し、「現在は、補助制度により生活バス路線を維持しておりますが、際限なく補助をふやすこともできませんので、生活バス路線については、コミュニティバス等を含め、総合的に検討する必要があると考えております。県内他市の状況等を十分調査し、利用者の利便性と運行経費との費用対効果などについて、今後の研究課題として検討してまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。15番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

15番（藤野 文彦君） 議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会所管事項につきまして審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程におきまして、「次世代育成支援行動計画編集業務委託料について、54万6,000円の減額となっているが、当初予算は幾らであったか、またどのようなところへ委託してつくっているのか」との質疑に対し、「編集業務委託料につきましては、当初予算が189万円でございます。児童の人口推計や各種の現状分析等を行っておりますリサーチ会社へ編集業務を委託しております。なお、具体的計画の策定につきましては、専任の担当職員が手がけております」との答弁がございました。

これに対し、「教育民生所管事項に限らず、さまざまな分野で計画書などを国の指導によりつくるわけだが、ほとんどが業者委託になっている。行政の基本方針を決めるものについて、市民と常日ごろから接して実情もよくわかっている職員が責任を持って最後まで計画を練り上げ、行政の改善のための努力を盛り込んでいく必要があるので、行革で人員削減と言っているが、行政の一番大事な計画をつくる部署へは思い切って人員を配置してほしい」との要望もございました。

また、「楽しい学び舎づくりステップアップ事業の補助教員報酬が6名から4名に、また子どもと親の相談員報酬が3名から1名、それぞれ2名減員となっているが、どのようなになっているのか」との質疑に対し、「楽しい学び舎づくりステップアップ事業につま

しては、2年生の36人以上のクラスに補助教員を設けるということで、当初6学級の生徒数で予算化しておりましたが、4月になってそのクラスがなくなったためでございます。実際には、学級の生徒数によって動く要素がございます。また、子どもと親の相談員については、費用の全額を県が負担しております、県に3名の要望をしておりましたが、最終的に1名となりました」との答弁がありました。

また、「三田尻御茶屋保存修理工事について、事業費が約5,000万円から約2,700万円と減額されているが、このような工程でいくと修理事業の完了はいつになるのか」との質疑に対し、「平成8年から着手いたしまして、現在のところ進捗率が53%です。このままの状態が進みますと、平成20年以降の完了となります」との答弁がございました。

これに対し、「全体で15年くらいかかるような長期間の事業となりますので、国・県に早期に完成するよう強くお願いしたい」との要望もございました。

また、「ごみの自主搬入について、対象がふえたとのことだが、自主搬入を行っている自治会はどのくらいあるのか、また自主搬入をやめ、直接市が回収または委託した場合、市にとってはどちらがコストが安くつくのか」との質疑に対し、「自主搬入につきましては、3自治会がふえまして、現在65自治会でございます、年間で2,000万円超の補助金を交付しております。また、清掃補助金対象の資源ごみの回収を委託した場合は、委託業者はパッカー車等の購入の必要がございます。コストの比較とこのことでございますけれども、自主搬入による方法と収集業務による方法とは単純に比較することは困難でございます、詳細にはまだ検討いたしておりません。なお、自主搬入につきましては、経費の比較という大きな課題がございますが、地域住民のごみに対する意識の問題だとか、一つのコミュニケーションの場にもなっておりますので、委託等につきましては、総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員長の報告を求めます。14番、安藤議員。

〔経済常任委員長 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） ただいま議題となっております議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る3月2日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、昨年の台風16号及び18号により収穫量が減少した被災農家に対して、

種子購入費の一部を助成する県補助事業の水稲種子購入緊急助成事業に係る経費が計上されているもの、決算見込み及び補助事業費の確定に伴うものなどがございます。

審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、「水産業費に係る繰越明許費において、工事による海水汚濁がノリ養殖に悪影響を与えるため、毎年10月から3月までの間は工事ができないとのことであるが、上半期に工事を集中させるとか、事業の予算規模を縮小して実施するなど、繰り越しをせず事業を効率的に実施できないか」との質疑に対して、「国への補助金の交付申請手続、その後の起工から発注までとなると8月中旬ごろとなり、約1カ月すれば半年間工事を中断することになりますので、毎年、年明け後に現場説明等に入り、夏ごろまでに工事が終わるよう事業を実施しております。また、工事が円滑に進むよう、今後とも県及び漁協と協議しながら進めていきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「観光費において、広島市における広告料を減額したとのことであるが、防府市の宣伝をもう少しすべきであると思うが」との質疑に対し、「当初、広島電鉄の電車の中に広告を入れる予定でしたが、安くて効率のよい地下道に看板広告をするように変更いたしましたので、その差額が生じたものです」との答弁がございました。

また、「水稲種子購入緊急助成事業補助金は、昨年の相次ぐ台風被害により非常に厳しい農業事情となったため、県及び市が補助しようとするものであるが、来年、再来年と継続事業となるのか。また、標準的な農家では自己負担がどれくらいの額になるのか」との質疑に対して、「緊急的な事業ですので、来年度の事業はないと思います。また、農家は、標準的には一反当たり約3キ口のもみをまき、苗箱を約20箱つくりますが、もみ1キ口当たりの補助基本単価が474円で、一反当たり3キ口では1,422円となりますが、これを県、市、農家でそれぞれ3分の1ずつ負担するものです」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしました結果、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員長の報告を求めます。22番、大村議員。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑といたしましては、「繰越明許費において、翌年度に繰り越される事業が多いのはどうしてなのか」との質疑に対し、「関係機関や地元関係者との

調整に不測の日数を要したことが主な理由でございます。また、工事の発注に関して、国庫補助事業では、交付決定がないと発注ができない、水路に関係した工事の場合には、秋にならないとできないなどの理由で発注時期がおくれるということもでございます。しかしながら、早期着工できるものについては、設計を事前しておくなどの準備をして対応しているところでございます」との答弁がございました。

このことに関連しまして、「行政として、繰り越しがないように、関係機関や地元関係者との話し合いの場を多くつくり、計画が早期に実現する努力をしてほしい」との要望や、「地元の方々との交渉に時間がかかって事業がおくれる可能性がある場合には、地元関係者に事前にそのことをよく説明しておいてほしい」との要望もございました。

また、「各費目とも不用額が生じているが、それを市民生活に直結した道路改良など、市民にとって必要な事業に使用してほしい」との要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第 8号平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号平成16年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

（以上総務委員会委員長報告）

議案第 9号平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号平成16年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号平成16年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 15 号平成 16 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第 10 号平成 16 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）

（経済委員会委員長報告）

議案第 13 号平成 16 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号平成 16 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号平成 16 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上建設委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第 8 号から議案第 17 号までの 10 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 8 号及び議案第 12 号について、委員長の報告を求めます。20 番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

20 番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第 8 号平成 16 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 12 号平成 16 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案につきまして、3 月 2 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

議案第 8 号につきましては、歳入で、車券発売金収入、基金繰入金等を、歳出で、競輪事業費、諸支出金をそれぞれ減額し、収支差を予備費で調整しているものでございます。

また、議案第 12 号につきましては、歳入で、財産収入を決算見込みに基づき計上し、収支差を、土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

当委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計 2 議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第 9 号、議案第 11 号、議案第 14 号及び議案第 15 号について、委員長の報告を求めます。15 番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

15 番（藤野 文彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第 9 号平成 16 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案

第11号平成16年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)、議案第14号平成16年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第15号平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の4議案につきまして審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

当委員会といたしましては、4議案とも特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の4議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 次に、経済委員会に付託されておりました議案第10号について、委員長の報告を求めます。14番、安藤議員。

〔経済常任委員長 安藤 二郎君 登壇〕

14番(安藤 二郎君) ただいま議題となっております議案第10号平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、去る3月2日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによるもので、歳入歳出それぞれを減額するものでございます。

委員会としては、特段御報告申し上げる質疑等もなく、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 次に、建設委員会に付託されておりました議案第13号、議案第16号及び議案第17号について、委員長の報告を求めます。22番、大村議員。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番(大村 崇治君) 議案第13号、議案第16号及び議案第17号の3議案について、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、3議案とも特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました3議案について御報告いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) これより、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第 8 号から議案第 17 号までの 10 議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号から議案第 17 号までの 10 議案については、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

議長（久保 玄爾君） これより、市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 本日、ここに平成 17 年度の予算案を初め諸議案を御審議いただくに当たり、市政運営に臨む所信の一端を申し述べるとともに、諸施策の概要について御説明し、市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返ってみますと、たび重なる台風の襲来は、防府市全域に大変な被害をもたらしました。特に、台風 18 号は猛烈な風雨で、多くの家屋が損壊し、長時間の停電が続くなど、市民生活に多大な不自由が生じ、被害を受けた市民の皆様にごめいからお見舞い申し上げますとともに、災害に強いまちづくりに努めていかなければならないと、ひしひしと感じたところでございます。

また、昭和 10 年、防府第一工場竣工以来、防府市の発展に大きく寄与していただいておりますカネボウ株式会社が、昨年 5 月に株式会社産業再生機構の支援を受けることになり、本年 6 月末をもって防府工場が全面閉鎖と決定されましたことは、私はもちろん、市民の皆様にも大きな驚きと悲しみであったと存じます。本市におきましては、直ちに防府市カネボウ関連対策本部を設置し、離職者の雇用対策や関係事業所への対策に全力をもって当たってまいったところでございます。

カネボウは撤退されますが、幸いにも 3 社が跡地への進出を決定され、カネボウの世界的水準の技術や優秀な人材の多くが防府市に残ることになっており、多少安堵いたしたところでございますが、引き続き就労の確保のため全力を尽くすとともに、防府市の産業の振興のため努めなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

一方、県央部 2 市 4 町の合併につきましては、防府市と私は、その成就に最大限の努力を尽くしてまいりましたが、相手様との協議がまとまらず、御存じのとおり結果となり、

今後も引き続き市議会議員各位並びに市民の皆様とともに、誇りあるふるさと防府市の建設に全力を傾注する所存でございます。

このような中、私は、市民の皆様の温かい御支援のもとに市長の重責を担わせていただき、この6月には早くも8年目を迎えるに至りました。そしてこの間、一貫して市民が主役の市政を念頭に市政運営に当たり、夢あるふるさとづくりに向け、誇りの持てるまち、そして住んでみたいと思われるまちを目指して、各種施策に積極的に取り組んできたところです。

私は、合併する、しないにかかわらず、すべての自治体が今後財政的に一段と厳しくなってくると思っております。防府市は、市民の皆様の多くの御理解を得て単独での市政運営を続けてまいることになりますが、予想されます厳しい財政状況に対しましても、今日まで「民間でできることは民間で行う」ことを基本に、斎場業務や学校用務員業務、ごみ処理業務を計画的に民間委託してまいり、平成17年度からは養護老人ホームやはず園につきましても民設民営化するなど、着実に成果を上げているところでありまして、現在取り組んでおります行政改革を確実に実行することはもちろんのこと、市職員の意識改革をさらに促し、みずからの足元を見詰め直すことにより足腰の強い自治体を構築し、市民の皆様のために効率のよいスリムな行政をつくり上げてまいりますので、市議会議員各位並びに市民の皆様の御協力を心よりお願いするものでございます。

以上、申し上げましたような背景のもとで平成17年度予算を編成してまいりましたが、市民福祉の確保と教育の充実に意を注ぎ、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹した予算ができ上がったものと思っております。

この結果、平成17年度一般会計の当初予算規模は361億6,100万円となりましたが、前年度予算には減税補てん債の借りかえ分20億4,850万円が計上されておりましたので、これを差し引きますと、実質的には1.6%減の予算規模となっております。

また、特別会計の予算規模は、企業会計を含めた総額で532億7,800万円余りとなり、前年度予算と比較しますと2.7%の増となっております。

以下、平成17年度重点施策について、第三次防府市総合計画の施策の大綱に従い、順次御説明申し上げます。

大綱の第1は、「元気に住める環境づくり」についてであります。

まず、道路、街路事業等の交通基盤の整備につきましては、新橋牟礼線、天神前植松線等の事業の推進を図るとともに、地域に密着した生活道路の改良を進めてまいります。

国道及び県道の整備でございますが、国道2号については、富海・戸田区間や大道地区の拡幅、富海地区以西の4車線化、佐野・冲高井交差点の立体化を要望するとともに、県

道につきましては、環状1号線、佐波新田線、山口徳山線、佐波川自転車道等の早期完成を引き続き強く要望してまいります。

また、将来にわたる効率的かつ効果的な都市基盤の整備を行うため、山口・防府都市圏総合都市交通体系調査の結果を踏まえ、防府市道路網整備計画の見直しに鋭意取り組んでまいります。

次に、公共交通機関でございます。

平成14年度から運行してまいりました街なか循環バスにつきましては、その効果を検証した結果、廃止することにいたしました。市民の皆様への足としての生活バス路線の維持、確保を含めた総合的な市内の交通体系の見直し等につきまして、今後ともさまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

地域情報化の推進につきましては、市民の皆様への利便性をさらに高めるため、来年1月から開始予定の県下共同利用による電子申請・届出システムの利活用を推進するとともに、ホームページの一層の充実を図り、適切なセキュリティー対策・適正な運用管理体制のもと、電子市役所の実現を図ってまいります。

統計業務につきましては、本年10月1日に実施される国勢調査に向けて、市民の皆様への御協力を得ながら、調査に万全を期してまいります。

広報広聴活動につきましては、市民の皆様と行政とのパイプ役として市広報の充実を図るとともに、昨年開局した「FMわっしょい」等のあらゆるメディアを有効に活用しながら、積極的な広報活動に努めてまいります。

また、市民の皆様への不安や悩みを解消するため、市民相談業務や提言等の広聴活動を充実させるとともに、ホームページを活用した情報公開の推進を図り、開かれた市政の推進と市民参画の促進に取り組んでまいります。さらに、個人情報保護条例に基づく個人情報の取り扱いにつきましては、適正な管理を徹底するとともに、市民の皆様へのプライバシー保護に努めてまいります。

次に、自治会の振興につきましては、地域住民の皆様への安全な生活と福祉の向上、魅力ある地域づくり推進のため、最も身近な存在であります自治会や町内会との良好な関係を維持しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業につきましては、引き続き、中関、牟礼、右田各方面への幹線管渠の布設を進め、面的整備の推進により、一層の普及率向上に努めるとともに、衛生的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図ってまいります。

なお、下水道への未接続世帯に対しましては、引き続き公共下水道への接続を呼びかけ、水洗化率の向上を図ってまいります。

また、浄化センターの処理能力の増強を図るため、水処理施設 2 系列の増設を 3 力年の継続事業として実施するとともに、処理経費の軽減化に努めてまいります。

さらに、右田地区の下水道整備を進めるため、右田中継ポンプ場の建設を 2 力年の継続事業として実施してまいります。

雨水対策事業といたしましては、不良排水路の改良や修繕など、適正な維持管理を行い、住みやすく安全な生活環境の確保に努めてまいります。

市営住宅の整備につきましては、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に公営住宅の改善を進めるとともに、本年度は、北山手団地の駐車場を整備するなど、良好な住環境の提供に向け、今後とも適正な管理に努めてまいります。

また、悪質な家賃滞納者については、支払請求、明渡訴訟等の法的手段を継続的に行ってまいり所存でございます。

次に、水道事業につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、老朽施設の改良を行うとともに、未普及地域の解消や漏水防止対策にも積極的に取り組んでまいります。

節水型社会の進展などの諸要因により、水需要は今後とも減少傾向が続くものと予想されますが、施設の更新及び拡張事業の実施に当たっては、その動向を見極め、緊急度、重要度を勘案して進めるとともに、水道事業経営の合理化並びに施設運用の簡素化・効率化を図り、給水サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

また、工業用水道事業につきましては、厳しい需要環境が予想されますが、引き続き施設の維持管理に万全を期し、安定給水に努めてまいりたいと考えております。

次に、河川事業でございますが、引き続き牟礼東部地区の浸水対策として勘場川の改修事業を実施するとともに、中関地区の排水対策として、排水機場の新設、水路改修等を実施してまいります。なお、昨年 8 月の台風 16 号で被害を受けた牟礼下敷山の後迫川につきましては、災害復旧事業により整備するとともに、右田台ヶ原地区の急傾斜地については、引き続き、小規模急傾斜地崩壊対策事業により整備してまいります。

港湾関係につきましては、国・県に対し、第九次港湾整備 7 力年計画に基づく計画的な整備を引き続き要望してまいります。

海岸保全施設整備事業につきましては、背後集落の高潮対策として、引き続き西浦漁港の護岸、陸閘並びに中浦漁港の防潮樋門を整備してまいります。

次に、消防防災でございますが、安全な市民生活が確保できるよう、消防力の充実強化に努めるとともに、多様化する災害への即時対応体制づくりにも鋭意取り組んでまいります。また、市民の皆様様の生命・財産を災害から守るための体制確立に向け、引き続き各自

治会等における自主防災組織の育成を図るとともに、「FMわっしょい」を利用して防災情報の提供を行ってまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動、交通安全教室等を通して交通安全意識の一層の普及徹底を図り、関係機関と一体となって事故防止に努めるとともに、東須賀松原線歩車共存道路の整備や防護柵など、交通安全施設の整備を進めてまいります。

続きまして、公園の整備でございますが、昨年秋にオープンした大平山山頂公園につきましては、山頂の駐車場を有料化し、その収入も活用して公園施設の保全管理に努めるとともに、向島運動公園などにつきましても、豊かな緑を活用した安らぎと憩いの場となるよう、引き続き適正な管理を行ってまいります。

なお、今後の公園整備計画につきましては、緑の基本計画に基づき、地域のバランス等に配慮しながら検討してまいりたいと存じます。

また、緑化の推進につきましては、関係機関と連携をとりながら、緑化祭や花壇・緑化ポスターコンクール、記念植樹などを実施し、緑化意識の高揚を図ってまいります。

次に、環境保全対策につきましては、地球温暖化対策を含めた総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、防府市環境基本計画を策定し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の確立に向けて取り組むとともに、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、地域における環境意識の普及啓発に努めてまいります。また、下水道認可区域外の地域に対しましては、合併処理浄化槽設置整備事業を推進し、生活排水の浄化対策を図ってまいります。

ごみ問題につきましては、市民の皆様、事業者、行政が一体となって取り組む必要があることから、廃棄物の一層の減量化、リサイクルの推進について、容器包装リサイクル法に基づく分別収集、指定ごみ袋の使用の周知徹底に努めてまいります。また、焼却灰をセメント原料にするエコタウン事業に引き続き参画し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築に努めてまいります。

老朽化しております焼却・破砕処理施設につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、廃棄物処理施設建設協議会にお諮りしながら、防府市一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めてまいります。

大綱の第2は、「元気が育つひとづくり」についてであります。

生涯学習の推進につきましては、本年が生涯学習都市宣言を行って5周年を迎えることから、市民みずからが行う生涯学習をさらに促進するため、公募した市民による実行委員会で生涯学習フェスティバルを企画・運営していただくとともに、山口大学及び山口県立大学と提携し、より専門性の高い生涯学習講座を開設してまいります。

生涯学習施設につきましては、文化センターを初め各公民館等に導入したパソコンの活用により、公民館活動、地域活動等の情報収集やホームページによる情報発信を行うとともに、地域住民に対してパソコン講習会を行うなど、情報化社会に対応した市民サービスの充実に努めてまいります。

図書館につきましては、情報・文化・生涯学習の拠点としての役割を認識し、市民により一層親しまれるサービスの実施に努めるとともに、図書資料・視聴覚資料を充実させ、広く活用される図書館を目指してまいります。また、来年6月に完工予定の再開発ビルへの全館移転に向け、資料収集や配架、管理運営等の計画策定に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、学校教育を生涯学習の基礎としてとらえ、豊かな学力と人間性、健康・体力をはぐくむ学校教育を推進してまいります。

まず、豊かな学力をはぐくむため、児童・生徒へのきめ細かな指導の充実とともに、教職員の資質・能力の向上や開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進に努めてまいります。さらに、人間性豊かで心身ともに健康な児童・生徒を育成するために、教育相談体制の充実や生徒指導の強化を図り、心の教育、健康・安全教育、特別支援教育、僻地教育や国民文化祭へ向けての文化活動などの充実を図ってまいります。特に、特別支援教育につきましては、特殊学級の新設や学校支援員の配置等、教育環境の一層の改善と整備に努めてまいります。

また、情報化への対応を図るために、教育用コンピュータの整備に努め、情報教育を一層推進いたします。

学校給食につきましては、残り8校の中学校給食の来年度中の開始に向けて、本年度は共同調理場の建設及び推進体制の整備を行ってまいります。

学校施設整備等につきましては、桑山中学校講堂改築工事を継続して実施するとともに、新たに佐波小学校屋内運動場の改築に向けて実施設計等を行ってまいります。また、引き続き施設の耐震診断を実施し、施設設備の点検・整備に努めてまいりますとともに、昨年度から実施しております防犯ブザーの配布を継続し、登下校など学校における児童・生徒の安全対策にも取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、学校週5日制に対応して、地域で行われる青少年の体験活動へのより一層の支援に努めるとともに、関係諸団体との協働を図り、家庭の日運動を積極的に推進してまいりなど、地域の子どもは地域で育てる体制づくりを強化してまいりたいと存じます。

人権学習につきましては、講演会や市民セミナーの開催などにより、防府市人権学習推進市民会議を中心とした市民ぐるみの人権学習・啓発活動の推進に努めてまいります。ま

た、関係機関・諸団体との連携や防府市人権学習推進委員協議会の充実に努めることにより、地域や団体、職場での自主的な学習機会の拡大を図り、市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かなぬくもりのある地域づくりに努めてまいります。

文化の振興につきましては、防府市文化協会を初め各種文化団体と連携を図り、魅力ある市民文化活動を推進してまいります。特に、平成18年度に開催される国民文化祭に向けて万全の準備を進め、本年秋にはプレ国民文化祭を開催いたします。

また、防府市文化振興財団の多彩な事業展開を支援することにより、芸術文化の振興・科学教育の普及を図ってまいります。

文化財の保護・保存につきましては、本年度も引き続き三田尻御茶屋保存修理事業や周防国府跡の発掘調査など、着実に推進してまいります。

次に、国際交流の推進でございますが、引き続き姉妹都市であります大韓民国春川市、アメリカ合衆国モンロー市との交流を推進するとともに、青少年交流事業の実施や民間の交流事業・国際交流団体への活動支援により、市民一人ひとりに諸外国とのさまざまな交流や国際理解が根づくように努め、世界に開かれた防府市を目指してまいります。

次に、勤労者福祉対策につきましては、国・県等の関係機関と連携を図り、雇用の促進、情報の提供、若年者の職業意識の形成等を通して就業の支援・拡大に努めてまいります。また、ファミリーサポートセンターの適正な運営により、子どもを持つ勤労者が仕事と家庭とを両立し、安心して働くことができるよう、育児支援を推進してまいります。

消費者行政につきましては、市民が安全・安心な消費生活が送れるよう相談業務の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、消費者ニーズに応じた情報の提供や啓発事業等を推進し、消費者の被害防止や救済支援に努めてまいります。

次に、スポーツの振興でございますが、多様化する市民のスポーツへの関心や期待にこたえるため、スポーツを支える組織としてスポーツボランティア組織の設立を進めるとともに、市民の新しいスポーツ活動への参加を促進してまいります。また、平成23年に山口県で開催が予定されております国民体育大会に向け、事前準備のための組織整備や、国体開催関連施設の整備について検討を進めてまいります。

大綱の第3は、「元気を支えるぬくもりづくり」についてであります。

人権推進対策につきましては、山口県人権推進指針に基づき、市民一人ひとりの基本的人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現に、引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第二次防府ハーモニープラン21に基づき、人権尊重を基本として、総合的・計画的に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、

第三次高齢者保健福祉計画に基づき、基幹型在宅介護支援センターを中心に、市内8カ所の地域型在宅介護支援センターと連携をとりながら、家族介護支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業などの介護予防・地域支え合い事業を初めとした保健福祉サービスを総合的・計画的に進めてまいります。

また、高齢者福祉関連事業の見直しを図り、第四次高齢者保健福祉計画の策定を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、事業者・関係機関と連携をとりながら、平成15年度からの第二期介護保険事業計画に基づき、利用者の希望を尊重した総合的なサービスの提供に努めてまいります。

また、国において進められております介護保険制度の見直しに基づき、第三期介護保険事業計画の策定を行ってまいりますとともに、公平・公正な要介護認定の推進や相談・援助体制の充実、介護保険制度の広報活動の推進に努めてまいります。

次に、障害者福祉対策につきましては、支援費制度の一層の周知を図り、施設サービス、居宅サービス等の充実した提供がなされるよう努めてまいります。また、国において進められている障害者保健福祉施策の改革の動向を注視しながら、第一期障害福祉計画の策定準備を行ってまいります。

心身障害者福祉タクシー助成事業につきましては、人工透析通院者が往復使用できるように助成をふやし、通院者の負担軽減を図ってまいります。また、障害者生活支援センターにつきましては、障害者の地域生活支援の中核的存在となるよう、関係機関との連携の緊密化やケアマネジメントなどの活動の充実に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、平成21年度までの5カ年間に達成すべき子育て支援サービス等の目標事業量を設定いたしました防府市次世代育成支援行動計画に基づき、各種施策の効果的・効率的な推進に努め、子どもが健やかに生まれ育つためのよりよい環境づくりを行ってまいります。また、保育所における特別保育事業の充実や、児童手当、乳幼児医療費助成など、子育て家庭への経済的支援を推進してまいります。

児童虐待につきましては、未然防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携し、迅速に対応してまいります。なお、市立保育所の民間移管につきましては、行政改革推進計画に沿い、引き続き取り組んでまいります。

母子福祉対策につきましては、相談業務の充実や医療費助成、児童扶養手当等の援護対策の活用を図り、母子家庭等の福祉の向上に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、「みんなで作る健やかほうふ21」の行動計画に沿って、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上に努めるとともに、家庭、地域、学校、企業と

も一体となった活動を展開し、住民主体の健康づくり運動を推進してまいります。

母子保健につきましては、親子のコミュニケーションに視点を置いた虐待予防活動、子育て支援ネットワークの充実、乳幼児の健康づくりと疾病予防のための健康診査の充実や思春期の心の健康に視点を置いた若者教育を柱として、親子の心身両面からの健康づくり施策を推進してまいります。また、本年度から、産後の最も子育て不安が強い生後一、二カ月の時期に家庭訪問を行うなど、早期から継続した子育て支援を行ってまいります。

成人保健につきましては、生活習慣病や要介護状態にならないための予防策について情報提供を行い、健康診査受診率の向上と事後指導の強化により、健康的な生活習慣の確立を支援するとともに、高齢者世代については、サロン等の集いの場を活用し、自宅でできる転倒予防の運動の普及を図ってまいります。

乳がん検診につきましては、検診精度の高いマンモグラフィ検査を導入し、乳がんの早期発見に努めるとともに、乳がんに関する正しい知識や自己触診の方法の普及啓発に努めます。また、子宮がん検診につきましては、がん発生の若年化傾向を考慮し、20歳以上を対象に、積極的な受診の啓発に努めてまいります。

医療対策につきましては、関係機関の御協力をいただき、救急医療体制の充実を図るとともに、野島診療所の運営につきましても、地域住民の理解を得ながら、適正な医療保健サービスの提供に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、老人保健法の改正に伴う前期高齢者の増加による医療費の急増などから、国保財政は極めて厳しい状況にありますので、賦課限度額については、基礎賦課額分、介護納付金賦課額分ともに据え置きとしているものの、本年度の基礎賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率については、いずれもやむなく引き上げといたしております。

大綱の第4は、「元気を生み出すものづくり」についてであります。

農業の振興につきましては、関係機関等と連携を密にして、安全で新鮮な食料の安定供給や農業の持続的な発展の推進に取り組んでまいります。

米につきましては、米政策の転換に伴って、需給バランスに対応したものとし、あわせて良食味品種への作付転換等の計画的生産や、野菜、花卉等の作付けによる複合経営の促進を図るとともに、認定農業者の確保、地域農業の組織化等に取り組んでまいります。また、畜産につきましても、乳牛の高品質化や肥牛の安定供給に努め、支援してまいります。

新鮮な野菜等の安定供給につきましては、生産者・消費者と連携し、産地の振興に取り組むとともに、青果市場の活性化による健全運営に努めてまいります。

地元農産物の需要拡大対策につきましては、県や近隣市町と連携して、地産地消の推進

と流通販売の活性化を推進してまいります。また、社団法人防府市農業公社の活用により、農作業の受委託や農用地の保全に対応していくとともに、技術・営農指導に努め、新規就農希望者の円滑な就農を促進してまいります。

農業基盤の整備につきましては、上り熊地区の圃場整備事業の実施に向けた準備を進めるとともに、農業用施設の整備につきましては、ため池等整備事業のほか、新農業水利システム保全対策事業により、生活環境や防災面に配慮した整備を進めてまいります。

林業の振興につきましては、引き続き、間伐、松くい虫駆除、林道整備等により、森林の持つ水資源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能に着目した整備を進めてまいります。

水産業の振興につきましては、つくり育てる漁業を目指し、良質な種苗の生産や放流を行い、栽培漁業の促進を図ってまいります。また、腐食の著しい向島小田漁港の鋼管防波堤の補修を引き続き実施してまいります。

大綱の第5は、「元気がにぎわう街づくり」についてであります。

商工業の振興につきましては、経済情勢は一部に明るい兆しが見られるものの、景気回復はなお足踏み状態にある中、中小企業の経営安定を図るため、商工会議所、金融機関等と連携し、市の制度融資等の公的融資や不況業種に対する経営安定関連保証制度による融資、各種助成制度により支援してまいります。また、山口・防府地域工芸・地場産業振興センターによる地場製品の展示・紹介、人材の確保・養成、情報の収集・発信、需要開拓事業等に対して支援・指導を行ってまいります。

次に、中心市街地の活性化でございますが、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・運営するTMOまちづくり防府と連携し、空き店舗を利用して実践的な経営を行うチャレンジショップ事業や、廉価な料金での展示ボックスの貸し出し、手づくり作品の展示販売スペースの提供により新たな商業者を育成するミニギャラリー事業、中心市街地商店街のにぎわい創出事業等への支援とともに、まちづくり活動拠点施設天神ピアの有効活用によって、活気ある商店街の創出を図ってまいります。

また、再開発ビルに入る商業施設につきましては、既存商店街への回遊性や滞留性を高める機能を担うことから、魅力ある商業環境の創出に向けて支援してまいります。

市民活動支援につきましては、市民活動支援センターを拠点とし、市民活動団体の活性化やNPO法人の育成に対する側面的な支援に努めるとともに、市民と行政との新たなパートナーシップづくりを推進するために、市民活動団体への支援や市民活動支援策の促進について積極的に取り組んでまいります。

防府駅でんじんぐち市街地再開発事業につきましては、中心市街地活性化の先導的な役割が期待される再開発ビルの早期完成に向け、支援してまいります。

また、駅北土地区画整理事業につきましては、再開発事業の進捗にあわせ、事業区域内の駅通り牟礼線道路改良工事等を行ってまいります。

さらに、まちづくり交付金事業につきましては、地元自治会等との協働による天神表参道景観整備事業として、銀座商店街の天神プロムナードを整備し、本事業を終了いたします。

次に、観光の振興でございますが、観光客のニーズに即した観光情報を積極的に提供し、観光需要の拡大を図るとともに、観光キャンペーンの開催や旅行雑誌等を活用し、防府市を訪れる観光客の増加に努めてまいります。また、防府まつりや裸坊祭、お笑い講など、防府を代表する行事の支援を行うとともに、平成の大改修を終えた周防国分寺を含め、防府天満宮から毛利氏庭園までの観光資源を結びつける回遊性の高い観光散策ルートの積極的なPRにより、歴史に培われた観光地として広く宣伝してまいります。

索道事業につきましては、昨年秋にオープンしました山頂公園や大平山ロープウェイの魅力を市内外に広くアピールし、経費の節減と利用客の増加に努めるとともに、旅客の安全輸送に万全を期し、運営してまいります。

競輪事業につきましては、売り上げが低迷する中、大変厳しい状況にありますが、開催経費の節減など効率的な事業運営を行うとともに、来客スペースの改修など魅力あるレジャー施設としての整備や各種競輪教室の開催などにより、競輪ファンの確保に努め、活性化を図ってまいります。また、場外の記念競輪はもとより、その他のS級シリーズにおける場外発売場の積極的な拡大に取り組み、収益の確保に努めてまいります。

以上、第三次防府市総合計画の施策の大綱に従い、平成17年度予算に基づく事業の概要について御説明申し上げましたが、最後に、変革の時代に対応する行財政への取り組みについて申し上げます。

住民に身近な行政は、最も身近な基礎的自治体である市町村が担うべきとする地方分権の精神に基づき、権限移譲も確実に現実のものとなりつつある中、市政のより一層の発展・活性化をなし遂げていくためには、社会の変化を的確に予測しながら、変化とスピードをもって柔軟に対応していけるだけの行財政基盤の確立が必要不可欠になってまいります。

人口約12万人、面積約180平方キロメートル、広大な平野と豊かな水資源に恵まれるなど、我が防府市は他市に類を見ないほどバランスのとれた潜在的能力を秘めた都市であると自負いたしております。

平成の大合併の目指したものは、地方分権の受け皿づくりと財政基盤の確立であります。この観点に立てば、我が防府市は、これまでどおり単独の市政運営をしていけないような

都市ではないと考えておりますが、国の三位一体改革等による地方を取り巻く環境の厳しさを考えますと、安穩として都市経営を続けるのではなく、攻めの姿勢で磐石たる行財政基盤を構築することが求められてくると考えております。

このため、行政を担う職員の能力と意欲の向上を図ることに重点を置き、職員の自己啓発はもとより、体系的な職員研修を通じて、政策形成能力や職務遂行能力の向上に努めるとともに、平成13年度から取り組んでいる行政改革や足元からの見直しを進め、簡素で効率的かつコンパクトな自治体の確立を目指していきたいと考えております。

私は、市長就任以来、事あるごとに経営的観点から行財政の見直しを指示してまいりましたが、みずからできることはみずから実践するという積極果敢な姿勢が職員にも意識の変化としてあらわれてきており、通勤手当や旅費の改定にも及んできているところであります。

本年度は、再度行政改革委員会を設置し、市民各層のお力添えをいただきながら、聖域なき行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたしたいと存じます。

以上、平成17年度において予定いたしております重点施策と、その概要について申し述べてまいりました。

本市の行政運営に当たっての最上位指針であります第三次防府市総合計画については、その基本構想に基づく前期基本計画が本年度をもって終了いたします。このため、本年度、市民の皆様のお意見をいただくための委員会を設置するとともに、昨年度に実施いたしました市民アンケートや地区懇談会などの結果を踏まえ、来年度から平成22年度までの5カ年度間を計画期間とする後期基本計画を、防府市の将来を見据えた夢の持てる計画として策定してまいりたいと考えております。

今後とも、第三次防府市総合計画に掲げる「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現を目指し、私は身を粉にして全力を尽くすこととお誓い申し上げ、市議会議員各位を初め市民の皆様の大いなる御理解、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。平成17年度の施政方針とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

議案第18号山口県自治会館管理組合への加入について

議長（久保 玄爾君） 議案第18号を議題といたします。理事者の補足説明を求めま

す。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第18号山口県自治会館管理組合への加入について御説明申し上げます。

本案は、山口県自治会館管理組合への加入につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

山口市にございます山口県自治会館は、町村の議会の議員及び職員の研修、福利厚生等を行うため、昭和52年に設置され、その管理運営につきましては、現在県内の全町村が加入する地方自治法に基づく一部事務組合である山口県自治会館管理組合により行われております。

今後、地方分権の進展、また国と地方の関係を見直す三位一体の改革の進行に伴い、市町村相互の連携強化をより一層進める必要があり、山口県市長会など市町村関係団体が入居している自治会館の果たす役割も大きくなるとともに、組合の基盤強化を図ることが重要となってまいります。

このようなことから、県内13市におきまして、県内の全市町村が管理組合の構成団体となる必要があるとの考えに至り、本市におきましても、本年4月から管理組合に加入しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） こういう形で、趣旨はよくわかるわけですがけれども、入会をするという形であれば、同時に財政的な市の負担というようなものがあらわれてまいらると思うんですけれども、この辺については、大体どのような、ぐらいの金額が予想されるのか、この辺についてお願いしたいと思います。

また、これについて、そういう負担金とは別に、出資金とかいわゆる出捐金だとか、そういう形の負担ということもこういう場合にはよくあるんですけれども、こういう点についてはどうなっておるのでしょうか、その点について御回答お願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは、さきの市長会において、これまでは市長会において経費の負担をしておりましたけれども、市長会の申し合わせにおいて、この一部事務組合、特別地方公共団体に加入しようというところまでが申し合わせされたところでございます。

したがって、とりあえずその議決をいただいた上で、次の理事会等々が開催されるとい

うふうに思っております。その中で、市長会が負担していたものを各市から負担するというような方向性になるのではないかとと思いますが、その場合、市長会の負担を減して市町村から納めるのか、そのあたりについては加入するといったところで、その辺の方針についてはまだ聞いておりません。

いずれ、理事会等の結果を受けて、また予算が要るということであればお諮りもいたしますし、出資金が要るということになれば、改めて予算の御承認を求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 今のような答弁だと、そう深く私も考えておりませんでしたけれども、本当にこれに入っていいのかどうかということが、疑問に感じるわけですよ。

入るのをここで議決してくださいと、あとお金幾らかかるかわかりませんよというのは、ちょっとこれ無責任な答弁じゃないですか。もう少し、少なくともどれぐらいの、数百万円の規模なのか数千万円の規模になるのか、数十万円で済むのか、大ざっぱなそれぐらいの数字ぐらい言っていただかないと、出資金もこれからあるかどうかわからないというのでは、入ったと、じゃあ途中で抜けるだとか、その辺の詰めをきちっとしていただかないと、これは議案の提出の仕方として、そういうことまで十分に考えて出していただかないと、ちょっとこれ無責任じゃないかと思うんですけれどもね。

ちょっと、もう少し具体的な回答をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これまでの経費は、市長会において、その入居費用を示しておりました。ということで、金額の額は詳しくは聞いておりませんが、市長会において、おのおののこれまでの市の負担金、市長会の負担金の範囲内で入居費等も負担をさせていただいておるわけです。したがって、それを大きく超えるということは私どもは想定をいたしておりません。詳しい金額は聞いておりませんが、その金額が横すべりするものではないか、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） そうすると、新たな費用負担ということは、そんなに大きなものでなくて、これまで市長会が負担していたものを、今度13市も入って割るという形になるわけですから、その1割だとか、そういうレベルの金額であって、それを超えるような負担はないというふうに考えていいわけですかね。

その辺、ちょっと明確に御答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） きちんとした請求とかはいただいておりますので、額については、まだ私ども、数字はとらえ切っておりませんが、今まで申し上げましたように、これまで入居するための負担金、いわゆる家賃というものを市長会が支払っておりまして、自治会館をそれで管理運営してきたわけです。

ですから、今申し上げましたように、加入したからといって、その額を大幅に加えるといったものについては私どもは想定いたしておりません。ということで、今まで市長会で負担していたものを市が負担するようになったからといって倍になるとか、そういったことについては想定いたしておりません。詳しい数字についても、まだ聞いておりません。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

議案第19号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議長（久保 玄爾君） 議案第19号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第19号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の公正性、透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況を公表することとし、任命権者、公平委員会が市長に報告する内容並びに公表の方法等について条例で定めることとされましたので、関係規定を整備するため条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。10番。

10番(木村 一彦君) 今までも、職員の給与その他についての情報は広報等で公表されてきたわけですが、今回このように条例化するということの経緯と、それから趣旨と申しますか、目的と申しますか、その辺についてちょっと、これだけではよくわからないので、なぜこんなことがやられるんかということがよくわかりませんので、これまでの経緯と趣旨、目的について御説明願いたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 総務部長。

総務部長(嘉村 悦男君) 経緯でございますが、補足説明させていただきましたように、地方公務員法の一部改正、これは法第58条の2で、新たにこういう公表をなさいという法の改正があったものでございます。

目的とか趣旨でございますが、書いてありますように、地方公共団体における人事行政の運営、状況を住民に公表することによりまして、公平性、透明性を高めるというものでございます。

以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(木村 一彦君) わかりましたが、結局これは、むしろ任命権者やら公平委員会の側に、どういう人事をやっているかということをはっきりと、透明に市民に公表をなさいと。もっと言えば、余り不当な人事をやっちゃいけませんよと、こういうことの条例化だというふうな受け取ってよろしいですか。

議長(久保 玄爾君) 総務部長。

総務部長(嘉村 悦男君) 前段については御指摘のとおりですけれども、不当な人事とかいったことについては、それはないと思います。

議長(久保 玄爾君) 25番。

25番(田中 健次君) 先ほど10番議員も言われましたけれども、これまで大体、市広報の3月1日号で「公表します市職員の給与等の状況」という形で公表しております。1つは、これとの兼ね合いはどういうふうになるのかということが質問の1点目です。

それから、質問の2点目は、そういうような形で市広報に公表してあるものは、ほかに例年5月15日号の市広報で防府市の財政状況というのを公表いたします。先ほどの市職員の給与等の状況は、これは国の指導というのか、そういうような形で現在してあるわけです。

市の財政状況の公表に関しては、これは防府市財政状況の公表に関する条例という形で昭和39年にできた条例に基づいて市の財政を公表をなさいという形で、これは地方自治法に基づいて市が財政状況の公表をするために条例をつくっているわけです。

そういうことでいけば、今回の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例と同じような経緯でこの財政状況の公表に関する条例というのができていますけれども、こういうふうな形で人事行政の片方を出すというときには、合わせて、似たような条例が今あるわけですね、公表する中身は違いますけれども。こういうものについては、ある意味整理をして出すだとか、そういうことができなかつたのかということ率直に思うわけです。

なぜそういうことを思うかという、例えば第7条で公表の方法という形で、市広報とインターネットを公表の方法としております。これは、今現在の時点でいけば非常に適切な公表の仕方ではないかと思えます。ところが、市の財政状況の公表に関する条例は、公表の方法、防府市公告式条例第1条の規定の例によって公示するという形で、これは要するに市役所前と出張所の掲示板に出しなさいという、大方の市民がほとんど見ない公表の仕方を定めているわけですね。

だから、こういう時代おくれになったような部分を、こういう新しい条例が出るときに適切に直していく、そういうようなことが、これが市長が言われるような日々改革というのか、そういう行政のあり方ではないかと思うわけです。

そういった点について、もうこういう形で条例が出てしまったのですけれども、附則の形で、これにさっきの財政状況の公表に関する条例をつけ加えることが委員会で修正できるのかどうか、事務的に私はちょっと不勉強でわかりませんが、もしそういうことができればそうしていただきたいと思うんですが、だから条例の整理の関係、この辺はちょっと総務部長にぜひ、今後のこともありますのでお願いしたいと思えます。

過去の例として、体育施設について、昔はスポーツセンターの条例があり、それから武道館の条例がありという形でごちゃごちゃしておりました。それを私、やはり整理して一本化すべきではないかと、それから基金の条例もばらばらにありました。これ、基金の条例で一本になりました。これも私が提案して、市の行革の中で取り上げてやっていただきました。そういうことからいくと、今回のこの公表に関する条例は、これまでの基金の条例だとか体育施設、スポーツ施設の条例を一本にまとめるだとか、そういう経験が生かされていない残念な結果じゃないかという気がいたします。ちょっとこの辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

それから、あと具体的な条例の中身ですけれども、3条の9項、「その他市長が必要と認める事項」ということは、どういうことが今時点で考えられるのか、ちょっとお教え願いたいと思えます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 前段の、合わせるべきということですが、これは提案理由にございますように、地方公務員法が改正になりましたので、それに合わせて御提案を申し上げたというものでございます。

その次の財政云々については、今現段階では予定いたしておりませんが、御指摘の方法が効率的なのかどうなのか、この次の検討あるいは課題とさせていただきたいと思えます。

それから、第3条の1項9号でございますが、とりたててこれを載せるよといったものについてはまだ想定をいたしておりませんが、通常フォローできない場合については、こういう条項、市長の裁量権で載せる条項をつくっておくという方が条例上適切ではないかといったところで9号が載せてあるものでございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 3月の市職員の給与等の状況という形になりますと、市の職員の給与の状況もあるわけですが、同時に特別職の報酬等の状況、私たち議員は特にその中で非常勤の特別職になりますけれども、今回のこの条例になると、非常勤職員は地方公務員法の適用除外になりますので、含まれないわけですね。そうすると、その辺が抜け落ちるとい形になります。現在の公表している中身から、その辺についてはどういふふうなお考えでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 議員さん御指摘のように、これは地方公務員法の法律の改正に伴って出したものでございます。地方公務員法には、議員さん御指摘のように、特別非常勤職員あるいは特別職等々については、地方公務員法の対象とならない特別職あるいは職員ということとなりますので、御指摘のとおり、この条例に載せなくてはいけない対象からは外れるわけでございます。

しかしながら、これまで職員あるいは特別職、議員さんの給与や報酬等々を公表してきましたのは、先ほどの御指摘がありましたように、総務省からの指導によって、税金を使う給与、報酬等については公表しなさいという指導に基づいて公表をいたしておりますので、まだその総務省の通達等がどのように変わるかはわかりませんが、同じような趣旨でございますので、これもあわせて当面公表していけばいいのではないかなというふうに考えております。

まだ、総務省の方の通達がどのように変更になるのか、その辺の推移も見守らなくてはいけないと思えますが、やはり趣旨とすれば地方公務員法の改正があって、ここは一般職ですよといったものについてはこれで条例ができましたけれども、いま一つの特別職についても、やはり税金から支弁をさせていただきますので、その趣旨に沿って、あわせて公

表するのが妥当ではないかなど、現段階では考えております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第20号防府市事務分掌条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第20号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市事務分掌条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、行政改革の取り組み項目の一つである組織機構の簡素化及び効率化を図るため、土木建築部と都市整備部を統合して、新たに土木都市建設部を設置し、あわせて事務分掌を整備しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

議案第 2 1 号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
議案第 2 2 号市長等の給与に関する条例中改正について
議案第 2 3 号防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 2 1 号から議案第 2 3 号までを一括議題といたします。
理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 2 1 号から議案第 2 3 号までの 3 議案について、一括して御説明申し上げます。

この 3 議案は、非常勤職員の報酬の額及び市長その他特別職の給料月額の設定をお願いするものでございます。

市議会議長初め議会に係る報酬及び市長、助役及び収入役の給料につきましては、去る 1 月 2 8 日に特別職報酬等審議会に諮問し、市の財政状況、他市の現状など、総合的に立って慎重なる御審議をいただき、同日、答申を得た次第でございます。

この内容を十分に検討いたしました結果、審議会の答申を尊重いたしまして、本年 4 月から答申に沿った引き下げの設定をしようとするものでございます。

また、議員以外の非常勤職員の報酬及び常勤監査委員、水道事業管理者及び教育長の給料につきましては、答申に準じて設定をしようとするものでございます。

なお、市長の給料につきましては、行政改革を積極的に推進する職として、さらに引き下げの設定を行うこととしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） まず、議案第 2 1 号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 1 号については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 2 号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 3 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 2 4 号防府市実費弁償条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 2 4 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 2 4 号防府市実費弁償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

議案第25号職員の給与に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第25号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第25号職員の給与に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国・県に準じて、通勤距離が1キロメートル以上2キロメートル未満の職員につきまして、通勤手当の支給を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

議案第26号防府市旅費支給条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第26号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第26号防府市旅費支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、行政改革の取り組み項目の一つとして、行政経費節減を図るため、旅費の見直しをしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、市長等の特別職並びに市議会議員その他の一部の非常勤職員の宿泊料、日当及び食卓料を一般職員と同額にし、特別車両料金（グリーン車料金）の支給を廃止するとともに、日当の支給要件を変更することにより、日当の額を減額し、または支給を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

議案第27号防府市職員退職手当支給条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 27 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 27 号防府市職員退職手当支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、現在の厳しい財政状況を考慮し、行財政改革の一環として、市長、助役、収入役及び水道事業管理者の退職手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

なお、本条例の改正により、教育長の退職手当につきましても改定されることとなります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25 番。

25 番（田中 健次君） ちょっと質問して聞こうと思っておったところを市長が言われたのであれなんですけど、ちょっとわかりにくいので、これによって教育長の分も変わるというのはどういう意味なのか、ちょっとわかりやすいように説明をお願いしたいと思います。これが 1 点目です。

それから、2 点目は、先ほどの議案第 22 号あるいは第 23 号によって市長等の給与が変わってくるわけですが、それと今回の退職金の支給条例の改定によって、大体金額的に幾らのものが幾らに変わるのか、ちょっと数字がわかればお教え願いたいと思います。

あわせて、これによる削減効果という言葉が余りいいのかどうか分かりませんが、その辺がどれぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 教育長につきましては、収入役準拠という規定が教育長の勤務時間等々の中に入っておりますので、それに準拠して退職金も変わるということになります。

それから、金額ですが、市長ですが、現行 2,764 万 8,000 円が、改定後が 2,488 万 8,000 円になりまして、影響額が 576 万円となります。助役については、1,695 万 6,000 円から 1,430 万 4,000 円で、影響額が 265 万 2,000 円となります。収入役は、986 万 4,000 円から、改定後が 842 万 4,000 円になりまして、影響額は 144 万円となります。監査委員につきましては、553 万 9,200 円から 536 万 6,400 円になりまして、17 万 2,800 円となります。

以下、教育長、水道事業管理者については、収入役と同じ金額でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市手数料条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第28号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第28号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、船員法の改正により、船員の雇入契約の公認制が届出制に改められたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令から当該事務に係る規定が削除されましたので、本市の手数料条例もこれに準じて改正しようとするもの及び危険物の規制に関する規則等の改正により、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクの設置許可申請に係る審査事務が増加することに伴い、同政令に当該事務に係る手数料が定められましたので、本市の手数料条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

議案第29号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第29号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第29号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

議案第30号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第30号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第30号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

御説明申し上げます。

本案は、大平山山頂公園駐車場の使用料の額を定めようとするもの及び都市公園法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

駐車場の使用料につきましては、山頂公園内に設置しております大型遊具等の保全管理費用の一部を駐車場を利用される方々に負担していただくため、使用料の額を定めようとするものでございます。

なお、駐車場の使用料に係る改正規定の施行日につきましては、本年7月1日といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 所属委員会ではありませんので、少しこの場で御質問いたします。

一つは、都市公園設置及び管理条例という形になりますので、こういう形で一つ有料の駐車場ができるということになると、市内のほかの都市公園についても、こういった有料化というような懸念だとか、そういうものも出てくるわけではありますが、そういうことでほかの、例えば桑山であるとか向島運動公園であるとか、そういった点について考え方があるのかどうかお聞きをしたいのが1点目です。

それから、2点目が、これは有料とか何とかではなくて、公園の駐車場を管理するという立場で質問するんですが、山の上の方に駐車場が設置されるわけですから、現状の下のロープウェイのふもとの駅の駐車場であれば、ある程度ロープウェイの乗り場に近いところに皆さんとめるから、上の方からとめるわけですね。そういう形で、上の方がいっぱいだったら、しようがないからUターンして戻ってきて下の方にとめるということができるわけですが、山の頂上まで行くわけですから、上の方に行って、5月の連休だとかそういう時期にいっぱいになったと。いっぱいになったとって、下まで皆さんがきちっとおりてきて、山麓駅の近くの下駐車場にとめてロープウェイに乗って上がっていただく方がいいんですが、上の方が路上駐車のそういうところになるのではないかというようなことも懸念されるわけですね。

管理運営する上で、そういうことはどういうふうに今の時点で考えられているのか。上がり口というか、手前で何らかの、これは年間通してする必要はありませんけども、案内が必要だと思うんですが、この辺についてどうなのか。

それから、3番目は、今回の条例の提案は、1台1回につき200円という形になっておりますけれども、バスであるだとかマイクロバス、大型の観光バスは上に上がれないか

もしれませんが、マイクロバスというようなものは上に上がれると思います。そうすれば、それはかなり広いスペースをとるわけですが、そうなってくると、そういう広いスペースを駐車場の線を引くことがいいのか、あるいは2台分使ってもらった方がいいのかわかりませんが、その辺についてどういう考え方を今されているのかお伺いします。

以上3点、お願いします。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 1問目の他の公園で駐車料金を有料化する予定があるかどうかということでございます。現在のところ、そういうところを考えておりません。

まず、その理由といたしましては、公園、たくさんあるわけでございますが、まず駐車場の量でございます。それともう一つは、経費の問題とかそういうものを考えますと無料ということで、基本的には市民の健康、その他のことでございますので、市内の公園については取る予定はございません。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、御質問の件の中で、産業振興部観光課が山頂公園の維持管理を担当していきますので、そういった立場で御答弁をさせていただきたいと思っております。

2点目に御質問のありました山頂の駐車場がいっぱいになった場合どうなのかという御質問だったと思いますが、昨年もオープンいたしまして、たくさんの方が上がっていらっしゃいました。特に休みの日は集中するわけですが、そういった場合に、山頂公園の駐車台数が一定、限られておりますので、全員の方がというわけにはなかなかならない状況が発生します。そういったときには、山の下の方で、今山頂公園の駐車場が満杯ですよという連絡をとりながら、上がられてとめられないという状況をつくるのではなくして、上がられる前に今満杯ですからという、利用でいらっしゃる方に御案内をした経験がございますし、これからもそういった対応をとっていきたいというふうに考えております。

それと、3点目の大型バス並びにマイクロバスが上がってという御質問でございましたけども、今大型バスにつきましては、山頂公園に至ります農道の幅員が大体6メートル、狭いところで5メートルの幅員でございます。そういった幅員ですので、観光バスのような大型バスは上の方に上がっていただくのが非常に困難であろうし、また途中、離合できる待避所もそんなに数多くありませんので、その辺は、大型バスの山頂公園まで上がっていただくことは、我々の方で一定のお願いをするという形の中での規制をかけたいという

ふうと考えております。

マイクロバスなんですけども、これは道路幅員、問題はないんですが、今予定しております自動駐車場のカーゲートでございますけれども、機械でカウントしたり料金を支払っていただく等々のゲートなんですけども、それがマイクロバスには適用が、恐らく機械の規格の関係でならないだろうと思います。そういったことで、じゃマイクロバスじゃ上がれないのかということになりますけども、これは山麓駅の方の駐車場が十分にありますので、そこまで来ていただいて、団体ということになりますから、ロープウェイを利用させていただきたいと思います。

と申しますのが、現在、団体割引の制度もロープウェイの利用の中には持っております。そういったことも、マイクロバスになりますと一定の団体規模でございますから、ロープウェイで割引を使いながら山頂公園の方に上がっていただいたらというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 建設委員会所属ですから、ちょっと市長さんに基本的なことをお尋ねしておきます。

10月に、これオープンしておりますね。今日、突然こういう条例が出てきたわけでございます。私の過去の質問の中でも、当初、現道を整備するとき、完成の暁には検討委員会にまた諮問するということも述べられております。当時と今と、また情勢が著しく変わっておるのは、御承知のように合併で防府は休止しておること、前々からお願いしている特別会計の8,000万円の繰出金の問題、そういうことで突然上げられて、私らは、じゃあどういふ審査をすればいいかということ。

やはり、完成された暁には、私は先ほどの検討委員会に当然見せてもあげるし、今日の窮状、状況、そして今後駐車場料金を取りたいと思うと、私はそういう尊重することが筋道だろうと思うんです。それをいきなり議会に諮問されて、議会が反対したら、あれは議会が反対したと、やっぱりそういうことじゃないと思いますから、その辺を市長さん、どう思っておられるのかお聞きしておきます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 観点をちょっと整理させていただきたいと思いますが、まず索道、ロープウェイにつきましては、その存廃を含めて数年前から、私が就任時、既に検討委員会がございました。よく承知しております。

そして、その検討委員会からちょうどいした答申は、今後の今の自動車道が整備されて

いくであろう、そのころは工事中でございましたので、そしてその自動車道の利用状況等を見ながら、そしてまた索道の経営状態を勘案しながら十分に慎重に考えることと、こういうふうな答申をちょうだいした記憶がございます。

私も、索道の運行、運営につきましては、何とか存続をさせていきたい。せっかくの、あれだけの本市が誇る一つの観光資源でございます。現在では岩国にあるだけでございまして、下関のロープウェイも運休状態でございます。これだけの大規模なロープウェイ、何とか存続をさせたいという思いの中で、私としても一生懸命あちらのロープウェイの利用増進のためにあらゆる方策を使ってまいりました。

そうした中で、山頂の公園の整備が進められまして、本当に見違えるほどの山頂に生まれ変わっているわけございまして、10月のオープン時には1万人を超える方々がロープウェイを利用された。また、11月も同じように1万人を超えるほどの方々がロープウェイを利用された。12月の寒いときでも、何千人という方がロープウェイを利用して山頂へ行っておられる。私も、都合10回ぐらいは山頂へ行って、子どもたちがおじいちゃん、おばあちゃん、保護者の方々と楽しそうに過ごしておられるのを目の当たりにしてまいりました。

そういう中で、索道の事務所とも何度もやりとりをいたしまして、これが経営の改善の方法はないのかということで、現在既に先ほどの施政方針の中でも若干触れさせていただいたかと思えますけれども、人件費を含め、あるいはまたいろいろな知恵を絞りまして、2,000万円程度だったかと思えますけれども、経費の節減が実行できることとなっております。

そうした中で、ロープウェイがこれからも市民に愛される施設として運行できればありがたいのと、こんなふうにも思っておるわけでございますが、それには山頂というものが魅力のある山頂であり続けなくてはならない。今、子どもたちが大変喜んで遊んでいる遊具にしましても、御存じのとおり、時間とともに風雪にさらされていく中で傷みも生じてまいります。それらを適切に修繕をしながら、そしてまた、より遊び機能も充実させていくことも必要ですし、山頂の下の方にはトイレも強い御要望が生じている状況下でございますだけに、何とか厳しい財政状況の中で、少しでも山頂を魅力あるものにしていくにはどうしたらいいんだろうかというようなことの中で、あれだけきちっと安心してとめられる駐車場を1日200円程度ちょうだいすることによって、これからの山頂の魅力度にもよりますけれども、かなりの収益が見込まれてくると、こういうふうな観点で今回のこの議案を出させていただいているわけでございます。

一方、ロープウェイ、索道の運行状況のことにつきましては、引き続き2,000万円

程度の削減の状態、今経営改善の方策を単年度、この17年度は立てておりますけれども、なおかつ数千万円規模の赤字が出てくるわけでございます。このことにつきましては、行政改革委員会の中で幅広くいろいろな角度の御意見をちょうだいしたいと、このように私は考えているところでございまして、先ほど申し上げましたこの17年度に立ち上げますところの行政改革委員会の中の諮問事項の中に入れさせていただきたいと、こんなふうにも感じているところでございます。

すなわち、何とか存続をさせたいが、しかし経営状態があのような、8,000万円もの赤が生じていくようなことであっては、これは許されることではない。何とかこれを少しでも減らしていく努力を精いっぱいやっていって、そしてこの程度ならば市民の憩いの場として、あるいは県下に誇れる娯楽施設として本市が持つんだと言えるようなものが、どの辺がその線になってくるのか、それをこれからしっかり見据えていかななくてはならないと、このように考えているところでございますので、どうか本議案の趣旨を御理解いただければありがたい、このように感じているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 反対するとか、そういうことで私言っておるんじゃないんです。基本的なことを御理解いただいてないと思うんです。

やっぱり、市長の思いというのが市民に伝わらんままに、この議案が直接議員に諮問される。議員は、どういう判断であればいいか だから言うたでしょう、10月にオープンするとき、何でそのときこういう問題を議論する場を持ってもらえなかったかということですよ。

それで、やっぱり今一つには、行革の問題も出ましたけど、やはり東京索道ですか、いろいろ点検はされておりますけど、基本的な耐用年数というのは、40年というのは当初から言われております。大切な人命を預かっとる問題ですから、もし仮に事故が起きたときはどうするんですか。

じゃあ、このたびの予算を見たとき、市長の言われることはわかるけど、やはりそれだけに、今難しい窮状な予算編成を組まれるときだけに、せめてそういう諮問的な立場の、市民代表の人もおられるから、頼むから私は存続させてほしいと、そういうことを訴えていければ、私は別に一つもおかしくないと思います。それかといって、その予算は全く計上されておられません。それで、行革の分も、初めから3年のうちを目途に検討すると、そういうことというのは、どうも私、理解できません。

そういうことだけちょっとお聞きして、もうやめますから、よろしく。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番(木村 一彦君) この有料化の目的、これはお話を聞いていますと、主に経済的な目的というか、これで収益を上げて維持管理費に回したいということのようにも聞こえますが、改めてここを有料化する目的について、第1点お伺いしたい。

それから、2点目は、採算の見通しです。事前の御説明によりますと、大体いろんなシミュレーションをやっておられまして、年間の駐車場の使用料の収入見込みが243万円、こういうふうに想定されております。この想定自体も、どの程度科学的な根拠があるかというのはよくわからないんですが、場合によっては大きく外れる場合もあると思いますね。その辺のこと。

そして、支出見込み、これは料金を徴収する機械、精算機、この機械のリース料、これが184万円、これはもうはっきりしてます。確定してます。収入の方は不確定の要素は非常に大きいけど、支出の方はかなりはっきりしています。そういう点で、もし、その差が58万円ぐらいというふうに御説明が事前がありました。その58万円という利益、収益ですか、差し引き収支も本当に保証されるのかどうか、私にはよくわからないという点で、この辺の見通しどうなのか、これが2点目です。

それから、3点目には、この精算する機械、マシン、これが壊されたり故障したりするという事も想定しておかなきゃいけないと思うんですね。特に人里離れたところにありますから。そうした場合には、逆に今度はこれの修理その他で、むしろ支出の方が多くなるんじゃないかという心配を私はしております。その辺の懸念はどうか。

もう一つ、4点目に言えば、こういうお金を機械のリースのために年間184万円出すのであれば、十分に人1人雇えるんじゃないかと。それは雇用にもつながるし、また機械と違ったいろんな対応が柔軟にできるんじゃないかというふうにも思いますが、この点はどのように考えられるのか。

以上、4点にわたって、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の駐車場有料化の目的の件でございますけども、先ほど市長も述べましたように、駐車場を有料化する、そういった中で一定の収入がある、その収入を山頂公園の維持管理の方に充当させていただきたいというのが考えでございます。

それと、どうしても収支が伴いますんで、採算の見通しはどうかということでございますけども、今試算では、初年度はちょっと、いわゆる黒字は出ないと思います。この駐車場有料化の事業を始めるのが7月でございますし、そういった1年間の期間の問題がありますので、初年度はちょっと黒字ということには相ならんと思いますが、通年ベース

で考えますと、先ほど議員御指摘のように、びっくりする額ではございませんけれども、収支で考えますと50万円か60万円の黒字は出てくると、その黒字を公園の維持管理の方に充当させていただきたいと、そういう今見込みであります。

それと、今後の収入が、駐車料金でございますけれども、これの見込みでございますけれども、今までの、昨年オープンしました公園の利用状況、それとまた従来のロープウェイにいろいろ上がっていらっしゃる利用状況等々勘案しまして、一定の利用台数等々はじきながら収入がこれだけ見込まれるだろうということで、もちろん可能な限りの試算をして、今はじき出してあります。そういったことで、大きな狂いがないことを願いつつも自信を持って出しているという考えでございます。

それと、いわゆる駐車場の機械の問題ですけれども、周りに人家のない寂しいところでございますし、夜なんかは全く人気のないような状況になります。そういった中での機械の破損等々の懸念が今示されておりますけれども、実はこの駐車場の機械でございますけれども、リースでというふうに考えておりまして、実はそれには保険をリース会社の方は掛けておりますので、破損する、それを修復する、改修するということになりますと、その保険で十分に直せるという仕組みになっておりますので、その辺の懸念は持っておりません。

それと、4点目の御質問ですが、今機械をリースにするということを申し上げましたけれども、リースにするより人を雇った方がコスト的にはというお話があったと思いますが、やはり我々の方でも人1人置く試算もしましたが、例えばシルバー人材センター等々にお頼みする場合の人件費はどのぐらいになるのか等も積み上げをしてきましたけれども、その結果、やはりリースで自動機械を設置する方がよりコストが低く、安くて済むという結論で、リースという考えに立っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 目的が、収益を上げて、そのお金を維持管理に回すということだそうではありますが、もし例えば駐車場の収入の見込みが狂って、黒字を見込んでいたのに実際やってみたら赤字になった場合は、ここでいわばもうけて維持管理に充てようというのが、目的そのものが損なわれるわけですから、その場合には今度はやめなきゃいけないと思うんですけれども、そういうふうなことを今から想定する必要はないかもしれませんが、その辺のこともやっぱり考えて、これからいうと50万円か60万円ですよ、予測からしても。それは、ないよりあった方がいい金額であります。やはり本当にそこまでやっていく必要があるのかなという疑問があります。

ですから、例えばほかの、どこと言いませんが、こういう有料の精算機を設置した公共

施設ありますよ、防府市でも。これも議論がありまして、今かなり当初の見込みよりは利用者が少なく、むしろ赤字になっているんじゃないかと思います。そういうところもありますし、当初の見込みよりは大幅収益が下がっていると思いますね。だから、そういう点でもう一度、もう御一考いただいた方がいいんじゃないかなというのを要望して、あとは委員会で審議されるそうでもありますから、このぐらいにとどめておきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 1点だけちょっとお尋ねいたします。

この山頂公園の事業計画、実施計画に当たって、維持管理計画というのはされてたんでしょうか、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、維持管理計画についてという御質問でございますけれども、計画、いわゆる何年度にはこうします、ああしますという明確なもちろん計画は、今持ち合わせはありませんけれども、今、山頂公園、御存じのように芝生もあります、樹木もあります。そういった生物の関係、それと大型の遊具があります。これが大物になりましようと思いますけれども、そういったものを一体としながら管理をしていく。

それと、今回山頂公園が、従来ロープウェイのアンテナ群が、テレビのアンテナ群が立っていますところの下に大平山と書いたツツジがたくさん植わっているところもありますけれども、そこも山頂公園の一角に組み入れておりますので、そこらの維持管理を含めて、そういったことが通年的にこれから維持管理の対象として、なってくると思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 1点ほどお伺いしますが、私も経済委員会を担当しておりますので、索道特会は当初から厳しい運営状況ということで、そこで行革の一環として、この一般会計繰り出しの金額をどうするかということ等で索道検討協議会が設置されて、今休止の状況ではありますけれども、その休止になった状況というのは山頂公園、いわば平成16年の完成時期までは待とうということで、山頂公園に6メートル幅員の道ができる、そして山頂まで完成ができる、そして山頂公園の整備とともに利用者がふえるだろう、そういったバランスを見て協議を開催しようということだったと思います。ですから、当初から山頂公園の完成の暁には道路が完成するということは、利用者がふえるということは初めから想定されていたと思います。

私の一つの疑問点は、昨年10月に山頂公園がオープンしましたが、その山頂公園のオープンするまでに、こういった駐車場設置というのは早くから計画されていたわけですが、

いわば有料化ということ、なぜその時点でそれまでに検討ができなかったのか。利用者がふえた、突然、利用者がふえるから有料化しようという、もう三、四カ月たって、また来年の7月となりますと、その間利用者もどんどん利用しているわけでありますので、市民の利用する立場からして、非常にその辺の詳しい事情がわからず、山頂公園の一番高いところが有料化ということで、利用者の立場からすればいかなかなというような声も私聞いておるもので、その点について、なぜその計画がオープンまでに立てられなかったのかという点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今オープンして、しばらくたって有料化、いかなものかという御趣旨を賜ったわけですが、10月にオープンしまして、10月には1万1,000人、11月には約1万人弱だったと思いますが、市民の方、市外の市民の方も含めて山頂公園に上がっていらっしゃいました。

実は、10月にオープンするとき、我々の方でも、そういった一月に1万人近くの方が山頂公園を目指して利用されてくるとは実は想像していなかった部分があるんです。立派な公園ですので、いろいろ宣伝にも努めました。来てくださいませ、上がってきてくださいという宣伝に努めましたけども、さっき言いましたように、一月に1万人を超えるような人たちが来るような感じはしておりません。逆に言いますと、これは実にうれしい悲鳴になったわけですが、そういった人気が出てきたと。

そういった中で、たくさんの方がいらっしゃる。さっきちょっと施設の話も出ましたけども、山頂公園には維持管理すべき施設がたくさん盛り込まれております。たくさんの方が上がっていらっしゃる、そうすると、植物関係も器具の関係も含めて傷みが早く生じてくるだろう、それには早急に手を打たなければならないということで、公園管理の対応をとっていかなきゃならないということで、今回のような方法をとらせていただいたわけです。

さっき1万人と言いましたが、これはロープウェイを利用して上がった方が1万人というカウントでありますので、車の方は実はカウントするすべを持っていませんでしたので、これは想像で物を言いますが、10月、11月は、日曜のとき、休みのときには恐らく車台数は100数十台は上がっていらっしゃると思うしております。そういったことで、かなりの人数が、さっき言いましたうれしい悲鳴は悲鳴なんですけども、利用なさっていると。この状況の中で、施設をいつも安全な、かつベストな状態に維持するには、やはり少しばかりの負担を市民の方をお願いするのが今日ベターではあるというふうなことで、今回の有料化ということで、時期はちょっとずれて奇異な感じもされましょ

うけども、そういった方法をとらせていただくということで今提案をさせていただいております。よろしくをお願いします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本案については、建設委員会に付託と決しました。

議案第31号防府市文化財保護条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第31号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第31号防府市文化財保護条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、文化財保護法の改正等に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。なお、次の本会議は7日の午前10時から開催しますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後 0時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年3月4日

防府市議会議長 久保玄爾

防府市議会議員 藤野文彦

防府市議会議員 三原昭治